

就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 平成29年6月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「平成28年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「平成29年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム
(平成31年3月)



(本調査結果利用上の留意点)

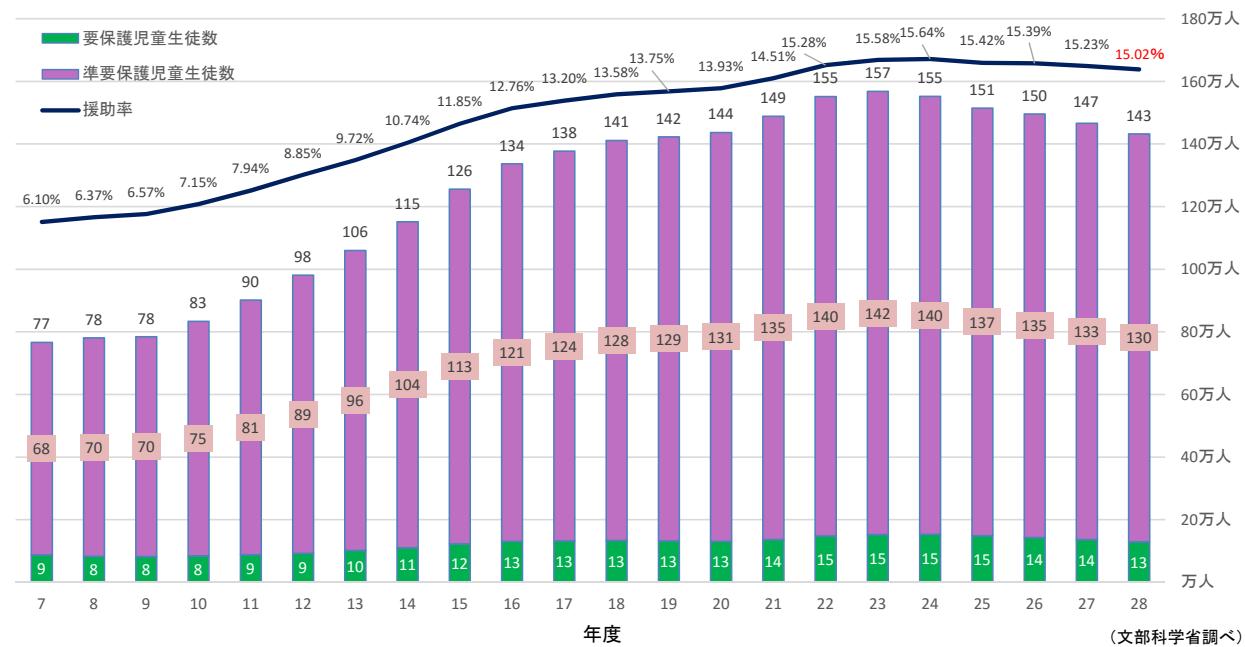
- 本調査結果は、小中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等(学用品費のほか、通学費、修学旅行費など)が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒について、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(以下、就学援助法という。)の補助対象者はその一部である。(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7~28)

○平成28年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、**1,430,811人**(対前年度▲35,323人)で5年連続減少。

○平成28年度就学援助率は、**15.02%**(対前年度▲0.21ポイント)で4年連続減少。

○就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

平成29年度就学援助制度の周知方法 (子供の貧困に関する指標)

○就学援助制度の周知について、前年度に比べて全ての項目でその割合が増加している。

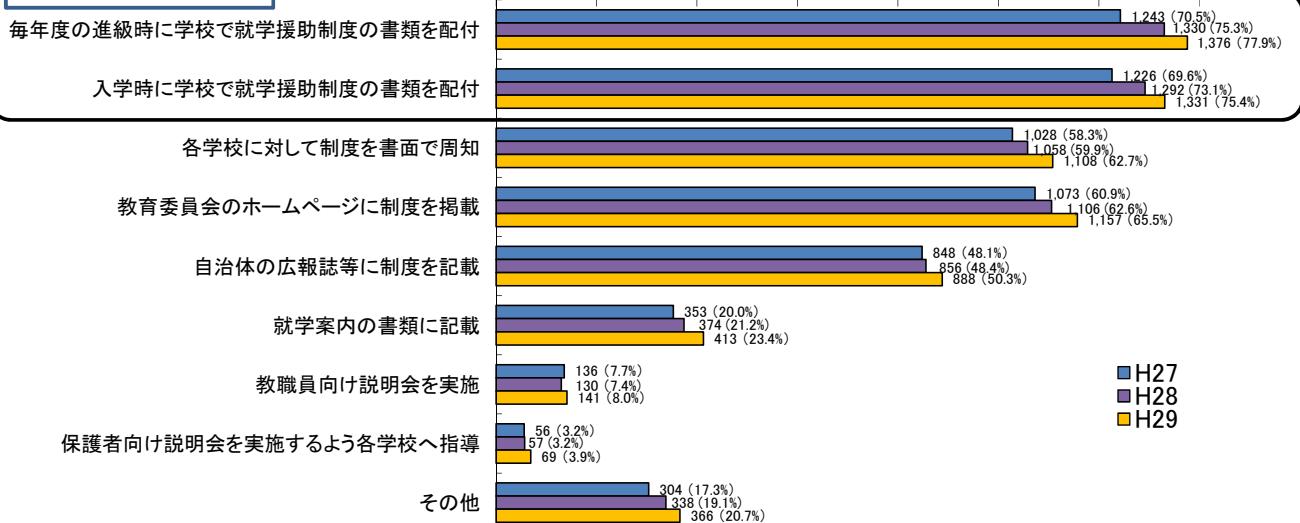
○毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,376／1,766市町村 77.9%(対前年度 +2.6ポイント)

○入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,331／1,766市町村 75.4%(対前年度 +2.3ポイント)

子供の貧困に関する指標



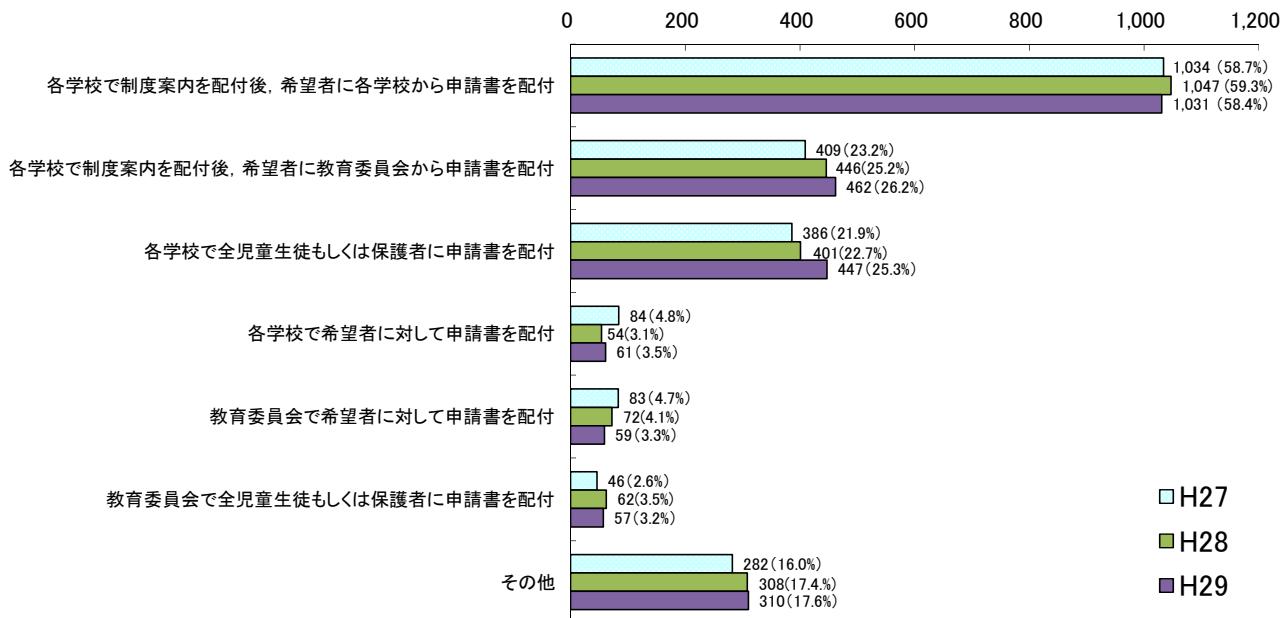
※複数回答可。

※「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例などがある。

※回答市町村数(H27:1,762, H28:1,767, H29:1,766)

平成29年度就学援助制度 (申請書の配付方法)

○「各学校で就学援助の制度案内を配布後、希望者に申請書を学校で配布している」と回答した割合が約60%と最も高い。



※複数回答可。

※「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送」、「民生委員を通じて申請書を配布」などがある。

※回答市町村数(H27:1,762, H28:1,767, H29:1,766)

平成29年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

○市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。

○主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は全体の74.6%。

○「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	H29自治体数 (複数回答)	H28自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,325 (75.0%)	1,314 (74.4%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,318 (74.6%)	1,288 (72.9%)
児童扶養手当の支給	1,300 (73.6%)	1,288 (72.9%)
市町村民税の非課税	1,284 (72.7%)	1,274 (72.1%)
市町村民税の減免	1,117 (63.3%)	1,097 (62.1%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,085 (61.4%)	1,068 (60.4%)
国民年金保険料の免除	1,086 (61.5%)	1,063 (60.2%)

自治体における基準の係数(倍率)	H29自治体数	H28自治体数
~ 1.1倍以下	188 (10.6%)	195 (11.0%)
~ 1.2倍以下	226 (12.8%)	227 (12.8%)
~ 1.3倍以下	682 (38.6%)	653 (37.0%)
~ 1.4倍以下	38 (2.2%)	31 (1.8%)
~ 1.5倍以下	174 (9.9%)	166 (9.4%)
1.5倍超	10 (0.6%)	12 (0.7%)
その他	0 (0.0%)	4 (0.1%)
計	1,318 (74.6%)	1,288 (72.9%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H28:1,767, H29:1,766)に対する割合である。
※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

平成29年度就学援助制度 (準要保護の援助単価)

【国の補助金の予算単価と市町村の援助単価の比較】

○主な援助費目のうち、新入学児童生徒学用品費等は、小・中学校ともに約1,200市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定しており、国の予算単価の引き上げに伴い、援助単価の引き上げを実施した市町村が多くみられた。

費目	学校種	国の予算単価と同額以上の援助単価を設定している市町村数	要保護児童生徒援助費補助金 H29予算単価	市町村平均援助単価 (上限額・一定額)
学用品費	小学校	1,558市町村	11,420円	11,819円
	中学校	1,541市町村	22,320円	22,633円
新入学児童生徒学用品費等	小学校	1,179市町村	40,600円 ※H29予算単価増(+20,130円)	34,495円
	中学校	1,185市町村	47,400円 ※H29予算単価増(+23,850円)	40,305円
通学費	小学校	51市町村	39,290円	35,848円
	中学校	53市町村	79,410円	72,305円
修学旅行費	小学校	514市町村	21,490円	21,221円
	中学校	533市町村	57,590円	56,549円

※ 回答市町村数(H29:1,766)

※ 市町村援助単価平均は、市町村が設定する「上限額」及び「一定の金額」の平均額であり、実際の支給額とは異なることがある。

※ 市町村数は、「上限の金額」及び「一定の金額」として回答した市町村のうち、「国の予算単価と同額以上の援助単価」を設定している市町村数であり、「実費」等と回答した市町村は含まない。

平成29年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

○平成28年度から平成29年度にかけて、準要保護の認定基準等を変更した952市町村のうち、**92.4%が援助額の引き上げ、または設定要件の緩和等を実施した**。主な要因としては、平成29年度の要保護児童生徒援助費補助金の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の改定(小学校20,130円、中学校23,850円増)が考えられる。

変更内容 変更理由	1. 引き上げ	2. 引き上げ、 援助費増	3. 援助費増	4. 引き上げ、 援助費増	5. 引き下げ、 援助費減	6. 援助費減	7. 引き上げ、 援助費増	8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用変更	9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更	計		
財政上	0	0	2	2	2	0	0	2	0	1	5	
市町村合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公平性、適正化	5	0	4	9	1	0	0	1	0	0	11	
他市町村との比較	13	13	12	38	3	0	0	3	2	0	1	44
基準の明確化	4	3	3	10	1	0	0	1	1	0	2	14
他制度等の変更	3	2	5	10	2	0	1	3	1	0	0	14
他制度に連動した変更	1	2	5	8	1	0	0	1	2	3	0	14
他制度との比較等	1	1	2	4	0	0	0	0	2	3	9	
補助金単価変更	3	20	711	734	0	0	0	0	7	2	2	745
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応	3	1	2	6	1	0	0	1	0	14	2	23
その他(※)	3	8	48	59	0	0	4	4	5	0	5	73
計	36	50	794	880	11	0	5	16	18	21	17	952
総件数(952件)に占める割合	3.78%	5.25%	83.40%	92.44%	1.16%	0.00%	0.53%	1.68%	1.89%	2.21%	1.79%	100.00%

[凡例]

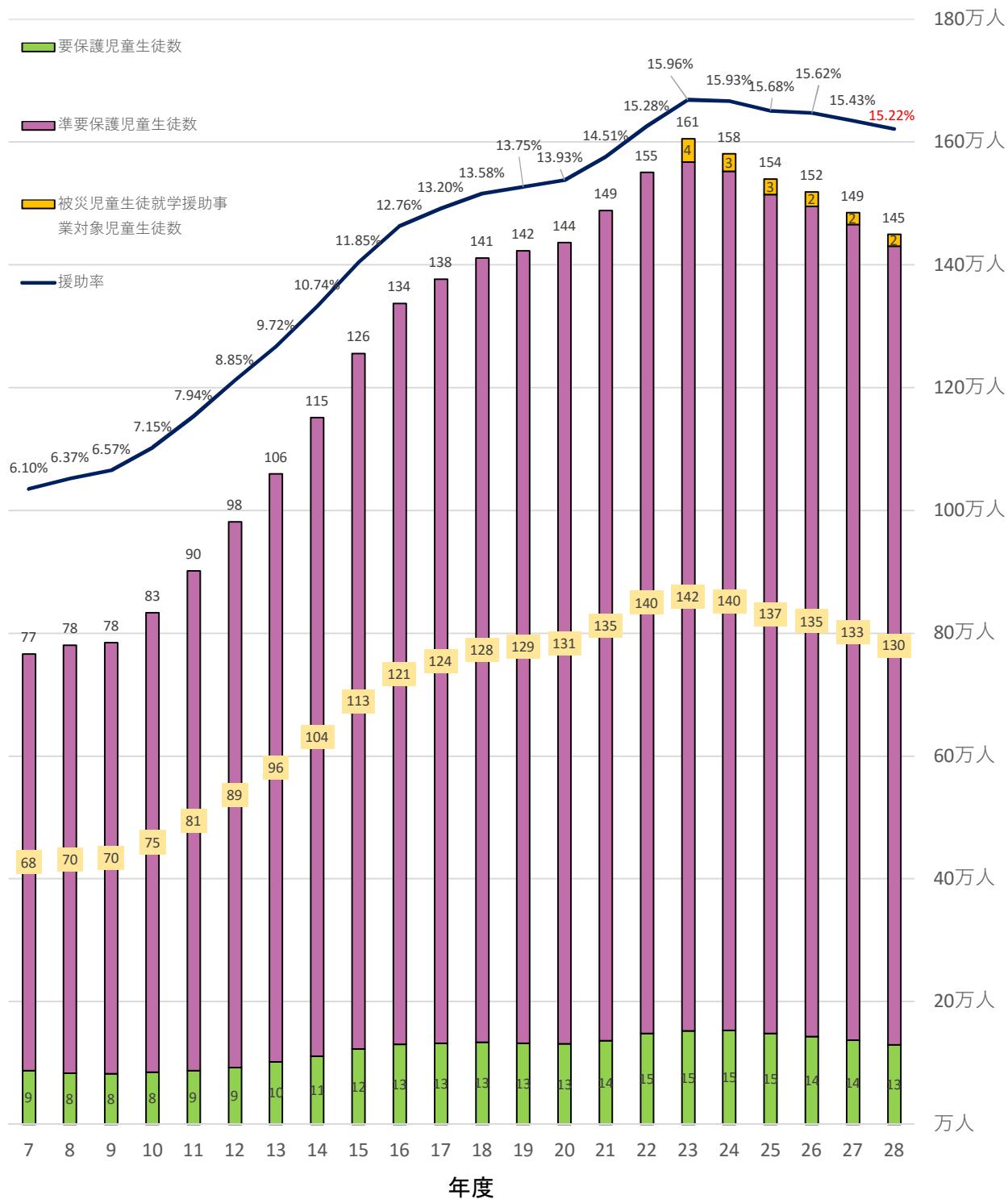
- 1. 引き上げ : 所得基準限度額(率)が引き上げられ、又は、認定要件(対象者)が緩和されたもの
- 2. 引き上げ、援助費増 : 1に加えて援助費が増額となったもの
- 3. 援助費増 : 認定基準の変更はないが援助費が増額となったもの
- 4. 引き下げ : 所得基準限度額(率)が引き下がれ、又は、認定要件(対象者)が縮小されたもの
- 5. 引き下げ、援助費減 : 4に加えて援助費が減額となったもの
- 6. 援助費減 : 認定基準の変更はないが援助費が減額となったもの
- 7. 引き上げ・引き下げ : 一部が基準引き下げや援助費の減額、一部が基準引き上げや援助費増額となったもの
- 8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用の変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準額を生活扶助基準の見直し以前のものに設定するなど基準の取扱や解釈を変えるなどの運用を変更したもの
- 9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準の取扱を変えるなどの何らかの運用を変更したもの

財政上……………当該市町村の財政状況によるもの
市町村合併……………市町村合併(計画を含む)によるもの
公平性、適正化……………公平性、適正化によるもの
近隣市町村の認定基準との比較……………受給世帯と非受給世帯の比較や市の行政評価委員会の指摘(経済的理由により就学困難な児童生徒以外も含まれている)等によるもの
他市町村との比較……………近隣市町村の認定基準との比較によるもの
基準の明確化……………所得基準限度額の明確化、明瞭化等によるもの
他制度等の変更……………生活扶助基準額の変更や物価上昇率等に伴い、所得基準限度額(率)を改定したものの(他制度に連動した変更は除く)
他制度に連動した変更……………他のものには変更していないが、生活保護基準の見直しや税制改正などの公的制度の変更に連動した変更
他制度そのものの変更……………所得基準限度額が変更になったもの
他制度との比較等……………生活扶助、児童扶養手当など他の福祉制度等との比較によるもの
補助金単価変更……………要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更したもの
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応……………生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を行うため運用を変更したもの
その他の変更……………予算の範囲内での執行から所要額への変更や、実情の補助単価など支給単価の見直し(増減)などによるもの

参考データ

参考1-1

要保護及び準要保護児童生徒数の推移
<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>
(平成7年度～平成28年度)



- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災及び熊本地震により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～平成28年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a + b + c)
平成 7 年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成 8 年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成 9 年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成 10 年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成 11 年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成 12 年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成 13 年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成 14 年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成 15 年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成 16 年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成 17 年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成 18 年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成 19 年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成 20 年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成 21 年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成 22 年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成 23 年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成 24 年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成 25 年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成 26 年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成 27 年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成 28 年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)

(注)

(1)要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2)合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3)要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4)平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

参考資料

義務教育段階の就学援助（概要）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成28年度 約13万人】
②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(認定基準は各市町村が規定)【平成28年度 約130万人】

3 要保護者等に係る支援 【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、
「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて
必要な援助を行っている。

- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等(新設)／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費
／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
(最近の動向)

平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正するとともに、予算単価を引き上げた。 小学校:20,470 → 40,600円、中学校:23,550 → 47,400円

- ③国庫補助率：1／2(予算の範囲内で補助)

- ④平成31(2019)年度予算案: 6.7億円 (前年度予算額 6.5億円)

・「修学旅行費」の中学校の単価引き上げ

中学校: 57,590円 → 60,300円(+2,710円)

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校: 40,600円 → 50,600円(+10,000円) 中学校: 47,400円 → 57,400円(+10,000円)

・「卒業アルバム代等」を補助対象費目に追加(新設)

小学校: 10,890円 中学校: 8,710円



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費補助金予算単価

平成31(2019)年度予算(案)

(単位:円/年額)

区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(鉛筆、ノート、絵の具、削除スケッチ用紙等)。	11,520	22,510
通学用品費(第1学年を除く)	児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等)。なお、小学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,250	2,250
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く))を行ふうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,580	2,290
校外活動費(宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,650	6,150
柔道	小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道)にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲、手、足)、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあってはスキーブーツ、スキーストック及び金具)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	7,570
剣道	小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道)にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲、手、足)、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあってはスキーブーツ、スキーストック及び金具)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	52,380
スキーアクティビティ	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品(ランチセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨がさ、上ばき、帽子等)。	26,240	37,650
スケート	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品(ランチセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨がさ、上ばき、帽子等)。	11,690	11,690
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品(ランチセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨がさ、上ばき、帽子等)。	50,600	57,400
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・添乗員経費・荷物輸送料・おり代・通信費・旅行取扱い料金。	21,670	60,300

区分	対象品目	小学校	中学校
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス等への運賃等料金。(片道の通常距離が小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、季節地帯における積雪期間中はその半分の距離。特別支援学校級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。)	39,620	80,070
クラブ活動費	クラブ活動(課外の部活動を含む)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,730	29,850
生徒会費	生徒会費(児童会費・学級費・クラス会費を含む。以下同じ。)として一律に負担すべきこととなる経費。	4,610	5,500
PTA会費	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,410	4,220
医療費	トラコマ、結膜炎、白癡、疥瘡、腰痛症、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、うしろ、奇形、虫卵病(虫卵保有を含む。)について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
学校給食費			
完全給食	給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品・米加工食品その他の食品を含む。)・ミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
補食給食	完全給食以外の給食で給食内容がミルク及びおかずである給食	41,000	46,000
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災)

2019年度予算額(案) 44億円
(前年度予算 52億円)

[東日本大震災復興特別会計]



背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の全額(10/10)を国庫で支援(一部を除く。)する。

<現状>

○本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人(うち、被災3県は約5万4千人)であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
○平成29年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万9千人(うち、被災3県は約2万6千人)が支援対象となっている。

【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等
(対象経費) 保育料、入園料

【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象科目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

【私立学校】

(対象者) 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【特別支援学校等(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象科目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等

【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上
・専修学校一般課程・各種学校:原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

2019年度予算額（案）
(前年度予算額)

5.9億円
2.7億円



背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。



事業内容

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

【幼稚園】

- (対象者) 被災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(被災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業
- (対象経費) 保育料、入園料



【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
- (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

成果、事業を実施して、
期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

子供の貧困対策に関する大綱（抄） ～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指して～ (H26.8.29閣議決定)

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）
- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）
(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(3) 就学支援の充実

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。